

大瀧村

環境基本計画

～豊かな自然環境と共生する村～

平成25年3月

秋田県大瀧村



はじめに

大瀧村長 高橋 浩人

戦後の食糧生産基地の建設を主な目的に、世紀の大事業「八郎瀧干拓」によりかつての湖底に誕生した大瀧村は、近く開村50周年の節目を迎えようとしています。

全てが人工的に造られた当村の環境は、多様な水系や防災林地の存在のもと、干拓地の多くを占める農地において環境に負荷の少ない農業の取り組みが行われてきた結果、豊かな生態系をもつ独特の「湿地性里山」環境として形づくられ育まれてきました。幻のタカ「チュウヒ」も舞うこの環境は、自然と共存してきた当村の歩みの象徴であり、かけがえのない財産となっています。

一方で、調整池として残された八郎湖の水質は、富栄養化が進み夏場アオコが発生するなど、大きな課題となっています。また、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄による環境負荷、地球温暖化やエネルギー問題など、現代の社会経済システムによる広域的な課題も私たちは同時に抱えています。

このような中、課題の解決や環境の保全を総合的かつ計画的に実施することを目的に、平成23年度に「大瀧村環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、この度「大瀧村環境基本計画」を策定しました。

策定にあたっては、昨年実施したアンケートの結果や大瀧村環境審議会委員の方々からいただいたご意見を参考にし、「豊かな自然環境と共生する村」を望ましい環境像として掲げ、具体的な施策を取りまとめています。

現在の課題を解決し、恵み豊かな環境を保全しながら将来の世代に継承していくことは、私たちの願いであり、また責務であります。計画の推進にあたっては、行政のほか村民の皆さんや事業者それぞれが、身近なことから行動を起こし実践するとともに、お互いを尊重し連携して取り組むことが重要になります。

今後、望ましい環境像実現に向けて、皆さんと一体となって取り組んでまいりたいと存じますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、この計画の策定にあたり、大瀧村環境審議会委員の方々をはじめ、アンケート等で多くの方から貴重なご意見、ご提言をいただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

平成25年3月

大潟村 環境基本計画

～豊かな自然環境と共生する村～

目次 CONTENTS

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的	2
2. 国内外と大潟村の動向	2
3. 計画の役割と位置づけ	6
4. 計画の取組主体	8
5. 計画の対象範囲（地域・分野）	9
6. 計画の期間	9
7. 計画の対象とする環境範囲	9

第2章 大潟村のすがた

1. 村の概況	12
(1) 沿革・位置・地勢	12
(2) 成り立ち・地質・土壌	12
(3) 土地利用	13
(4) 気象	14
(5) 人口	15
(6) 産業（産業別労働者数）	16
(7) 交通	17
(8) 環境創造型農業	18
(9) 自然	18
(10) 八郎湖の水質	19
(11) 廃棄物処理	20

第3章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像	22
2. 基本目標	22
3. 基本方針	23
4. 施策の体系	24

第4章 施策の展開

基本目標1 自然環境保全の推進	28
基本目標2 地球環境対策の普及・啓発	30
基本目標3 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進	33
基本目標4 環境美化と環境衛生の推進	34

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制	38
2. 計画の進行管理	39

資料編

1. 大潟村環境基本条例	42
2. 大潟村環境審議会規則・名簿	50
3. 計画の策定経過	52
4. 村民・事業者アンケート	53
5. 用語解説	89

第1章

計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

現在の「環境問題」に対する取り組みは、平成4年（1992年）のブラジルのリオ・デジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、持続可能な発展をめざす「リオ宣言」と、行動計画「アジェンダ21」が採択されたことが大きな転換点となり、国際的な枠組みの中で本格化することになりました。

日本では、これを受けて、平成5年度に「環境基本法」が制定され、現在の環境政策の基本理念となっています。翌平成6年度には「環境基本計画」が策定され、その他、地球温暖化対策や循環型社会形成のための各種関連法令の制定等、持続可能な社会の構築に向けた枠組みづくりが次々と進められてきました。

2. 国内外と大潟村の動向

年度	世 界	日 本
～ 13	<ul style="list-style-type: none"> ● 国連人間環境会議（ストックホルム）（S47） ● ウィーン条約（オゾン層保護）採択（S59） ● 環境と開発に関する国連会議（地球サミット：リオデジャネイロ）において、リオ宣言、アジェンダ21等を採択（H4） ● 生物多様性に関する条約発効（H5） ● 気候変動に関する国際連合枠組条約（地球温暖化防止条約）発効（H5） ● 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：地球温暖化防止京都会議）、京都議定書採択（H9） ● 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約採択（H13） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害対策基本法制定（S42） ● 大気汚染防止法制定（S43） ● 騒音規制法制定（S43） ● 水質汚濁防止法制定（S45） ● 廃棄物処理法制定（S45） ● 湖沼水質保全特別措置法制定（S59） ● オゾン層保護法制定（S63） ● 再生資源有効利用促進法制定（H3） ● 環境基本法制定（H5） ● 環境基本計画閣議決定（H6） ● 容器包装リサイクル法制定（H7） ● 生物多様性国家戦略策定（H7） ● 家電リサイクル法制定（H10） ● 地球温暖化対策推進法制定（H10） ● 地球温暖化対策推進大綱策定（H10） ● ダイオキシン対策特別措置法制定（H11） ● リサイクル関連法制定（H12） ● 環境庁が環境省に昇格（H13）

秋田県においても、平成9年度に「秋田県環境基本条例」が制定され、同年度に「秋田県環境基本計画」が策定され、「全国に誇れる環境先進県」を将来像に据えて、現在第2次の計画が推進されています。

当村では、このようなことをふまえつつ、平成21年度に策定された「大潟村総合村づくり計画」において、環境に対する意識改革を積極的に進めながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環社会への転換を進め、自然と共生する地域社会を実現することが重要であるとし、「豊かな自然と共生する村」の実現を基本目標の一つとして掲げました。また、平成23年度には村、村民、事業者等が協働して取り組むことにより、このような社会の実現を目指す目的で、「大潟村環境基本条例」を制定しました。「大潟村環境基本計画」は、この条例の基本理念を具体化し、環境施策を総合的、計画的に推進するため策定するものです。

年度	秋 田 県	大 潟 村
～ 13	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田県公害防止条例制定 (S44) ●秋田県廃棄物減量化・リサイクル推進基本計画 (H4) ●秋田県の景観を守る条例施行 (H4) ●白神山地世界遺産登録 (H5) ●秋田県環境基本条例策定 (H9) ●秋田県新エネルギービジョン策定 (H10) ●温暖化対策美の国あきた計画策定 (H10) ●環境あきた県民フォーラム設立 (H13) ●秋田県版レッドデータブック (2002) 刊行 (H13) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大潟村発足 (S39) ●中央干拓地干陸完了 (S41) ●ごみ焼却場完成 (S56) ●村創立20周年記念並木の村構想を実施 (S59) ●大潟村浄水場完成 (S62) ●第1回ワールドソーラーカーラリー開催 (H5) ●第1回菜の花まつり開催 (H6) ●大潟村廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 (H6) ●第1回ワールドエコノムーブ開催 (H7) ●大潟村をきれいにする条例制定 (H9) ●21世紀環境創造型農業宣言を発信 (H13) ●菜の花ロードが環境省かおり風景100選に選出 (H13)

年度	世 界	日 本
14	● 持続可能な世界首脳会議開催（ヨハネスブルグ）	● 自然再生推進法制定 ● 土壌汚染対策法制定 ● 循環型社会形成推進基本計画策定
15		● 環境保全活動・環境教育推進法制定
16	● 京都議定書発効	● 外来生物法制定 ● 景観法の制定
17		● 京都議定書目標達成計画策定
18		● 国連持続可能な開発のための教育の10年実施計画策定
19		● 環境配慮契約法制定
20	● G 8 洞爺湖サミット開催	● 生物多様性基本法制定
21		
22	● 生物多様性条約第10回締約国会議開催（COP10：名古屋）	
23	● 気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16：カンクン）	

年度	秋 田 県	大 潟 村
14	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田県廃棄物処理計画策定 ●秋田県水と緑の条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●大潟村新エネルギービジョン策定
15	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田県環境基本計画改定 ●秋田県水と緑の基本計画策定 	
16		<ul style="list-style-type: none"> ●桜・梅・イチョウ並木が菊池道路環境賞を受賞
17		
18	<ul style="list-style-type: none"> ●八郎湖環境対策室設置 ●秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 	
19	<ul style="list-style-type: none"> ●湖沼水質保全特別措置法に基づき八郎湖を指定湖沼に指定 ●八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体事務事業で環境マネジメントシステム「LAS-E」導入（地球温暖化対策実行計画を兼ねる）
20		
21	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田県省エネルギービジョン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（渡り性水鳥保全連携協力事業）に登録
22	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田県地球温暖化対策推進条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●大潟村総合村づくり計画策定 ●大潟村「緑の分権改革」推進事業
23	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田県地球温暖化対策推進計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●大潟村環境基本条例制定

3. 計画の役割と位置づけ

この計画は、「大潟村環境基本条例」に定める基本理念を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、「大潟村総合村づくり計画」の環境分野を実現するための計画として位置づけられます。

〈大潟村環境基本条例より〉

(基本理念)

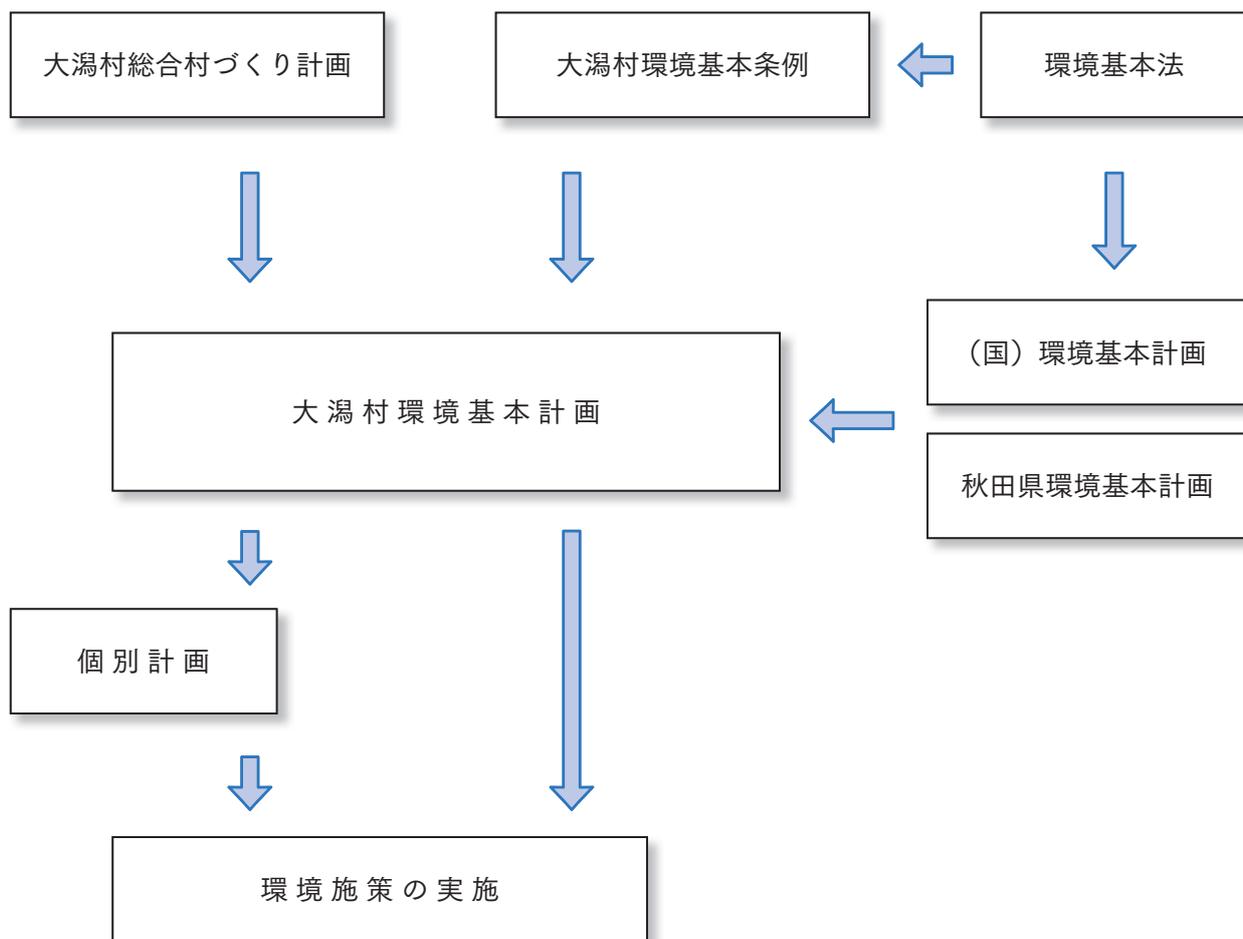
第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 村民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の村民に引き継いでいくこと。
- (2) 人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、村の主産業である農業生産活動及び日常生活等において人と自然とが健全に共生していくこと。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築を目的として、すべての者が、公平な役割分担のもとに主体的かつ積極的に資源の適正な管理及び循環的な利用等の推進に取り組むこと。
- (4) 地球環境保全に関して、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識のもとにあらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 村長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として大潟村環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び村民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 村長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。



4. 計画の取組主体

環境施策を総合的、計画的に推進するためには、条例に掲げた全ての主体が公平な役割分担の下で自主的・積極的に取り組む必要があります。

〈大潟村環境基本条例より〉

（村の責務）

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する自然的社会的条件に応じた施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

（農業者をはじめとした事業者の責務）

第5条 農業者をはじめとした事業者（以下「事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が実施する環境施策に協力する責務を有する。

（村民の責務）

第6条 村民は、基本理念にのっとり、その日常生活において環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、村民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が行う環境施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 観光及びその他の目的で滞在する者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が行う環境施策、事業者並びに村民が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

5. 計画の対象範囲（地域・分野）

計画の対象地域は、村全域とします。但し、周辺地域や地球環境に対しても当然配慮するものとします。

6. 計画の期間

計画の対象期間は、平成25年度を初年度として、平成32年度を目標とする8年間とします。また、社会情勢や課題の変化など、必要に応じて適宜見直しを行います。

7. 計画の対象とする環境範囲

この計画における環境の範囲は、「大潟村総合村づくり計画」の環境分野の分類をベースに、4つの分野に分類し、それぞれ次のとおりとします。

〈自然環境と生態系の保全〉

- 水質改善
- 環境創造型農業
- 生態系の保全と創造
- 活動団体支援
- ネットワークづくり 等

〈地球環境対策と啓発〉

- 温暖化対策
- 省エネルギー
- 自然エネルギーの活用
- 公共交通
- 環境学習
- 普及、啓発 等

〈廃棄物の適正処理とリサイクル〉

- 廃棄物対策
- ごみ減量
- リサイクル
- 処理施設の適正管理 等

〈環境美化と環境衛生〉

- 景観の保全と形成
- 環境美化
- 環境衛生
- 上下水道 等

第2章

大潟村のすがた

1. 村の概況

(1) 沿革・位置・地勢

大潟村は秋田県の西側ほぼ中央部、秋田市から約40kmで男鹿半島の付け根に位置しています。昭和32年から約20年の歳月をかけ、当時日本で2番目に広い湖であった八郎潟を干拓し、その湖底に誕生した新しい自治体です。

形状は東西約11km、南北約18kmの楕円状で、面積は約156.66km²（行政区域面積は170.05km²）。周囲を調整池として残された湖「八郎湖」に堤防を隔てて囲まれ、その八郎湖を境に、2市4町と隣接しています。

地勢は、平均水深3m程度のごく浅い湖の湖底であったことから、全面が海拔0m以下の平坦地で、人工的に区画された圃場がほぼ全面に広がり、その周りを大小の用排水路が網目状に繋がって流れています。主要道路沿いや住宅地内には、吹き付ける風を防ぐため、防風林が植えられ、平坦地に独特の景観を作り出しています。

(2) 成り立ち・地質・土壌

今から約1万年前は、気温が今より低く、海面は数十メートル低い状態で男鹿半島から八郎潟町にかけては地続きでした。その後暖かくなるにつれて海面が上昇し、6千年前頃には海となり、さらに2千年前頃には砂州の発達によって海と隔てられるようになって干拓前の姿のようになりました。

海面下になってからは、常に砂泥が堆積し、その時々湖底面が現在の地層になっています。大潟村には地表で地層面が見られる場所がないことから、干拓博物館では、平成24年、もともと浅い地域であった総合中心地において、地表の一部を掘削して地層面を取り出し、標本（剥ぎ取り標本）を作りました。これを見ると、地表のすぐ下は干拓後の盛り土で、その下の層に汽水で浅い場所にすむヤマトシジミが、さらにその下に砂や小石の層に海の貝がたくさん含まれ、湖底の生い立ちを把握することができます。

また、土壌は、湖底の重粘土質土壌が干拓地の大部分を占めており、中心部に行くにつれ深くなり、深いところでは40m以上となっています。この土壌は、肥沃である一方、軟弱地盤で排水性が悪く、農家を悩ませる土壌でもあります。また、粒子が細かく、濁水となり水質悪化の原因ともなっています。

(3) 土地利用

大潟村は、河川部（八郎湖）を除くと、干拓により全面新たに造成された土地であり、全面積の約7割を農地が占めるといった特徴的な土地利用となっています。集落地は一カ所に集約され、その中で公共施設や住宅、農業施設がゾーニングされ、日常生活や行政運営等が効率的に営めるようになっています。一方で、居住地から農地へ行くには距離があり、通勤型農業のもと、大規模な効率的営農を展開しています。

区分	面積 (ha)	構成比 (%)	内 容
農 地	11,577	68.1	入植者・増反者農地、県立大、農業試験場農地
宅 地	239	1.4	住宅、公共住宅等
堤 防	335	2.0	総延長52km
防 災 林 地	585	3.4	松、ポプラ等
用 排 水 路	718	4.2	
河 川	991	5.8	八郎湖（承水路含む）の一部
鳥 獣 保 護 区	39	0.2	大潟草原鳥獣保護区
そ の 他	2,521	14.8	排水機場、緑地緑道等
合 計	17,005	100	

(1 ha = 0.01km²)

(4) 気 象

大潟村の気象データ（アメダス平年値データ）は下記のとおりです。近隣と比較すると、降水量が少なく、日照時間が比較的多いといった特徴になっています。

地 点	要 素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
	統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1987～2010
	資料年数	30	30	30	30	30	24
大潟村	1月	92.9	-0.2	2.6	-3.5	3.8	41.3
	2月	68.9	0.1	3.1	-3.3	3.6	64.6
	3月	75.5	3.0	6.8	-1.3	3.3	123.7
	4月	81.5	8.6	13.3	3.3	3.1	174.0
	5月	93.5	13.7	18.2	9.1	2.7	192.5
	6月	88.3	18.2	22.3	14.2	2.1	172.5
	7月	151.9	22.0	26.0	18.5	2.1	161.5
	8月	152.6	23.8	28.3	19.7	1.8	193.1
	9月	149.4	19.3	24.1	14.7	1.9	151.8
	10月	136.9	13.2	18.2	8.1	2.2	142.7
	11月	155.6	7.4	11.7	3.0	3.0	84.3
	12月	129.5	2.6	5.8	-0.8	3.6	45.2
	年	1366.9	11.0	15.0	6.8	2.8	1544.7
男鹿市	年	1517.1	11.0	14.8	6.9	2.2	1452.7
秋田市	年	1686.2	11.7	15.5	8.2	4.4	1526.0

(アメダス大潟観測所データ) (平均風速は地上6.5mでの測定値)

(5) 人 口

大潟村の人口推移は下表のとおりです。平成22年の国勢調査では、1.2%の減少でしたが、それでも県内では最小の減少率で、入植事業がほぼ完了した昭和50年以降、一定水準を維持しているといえます。

一方、宅地分譲やアパート建設により世帯数は増加してきており、1世帯あたりの人数は近年減少傾向にあります。

区 分	世帯数	人 口			1世帯あたり の人数
		総 数	男	女	
昭和45年	380	1,640	860	780	4.32
昭和50年	686	3,273	1,673	1,600	4.77
昭和55年	706	3,334	1,705	1,629	4.72
昭和60年	704	3,254	1,672	1,582	4.62
平成2年	711	3,286	1,708	1,578	4.62
平成7年	757	3,311	1,686	1,625	4.37
平成12年	762	3,323	1,673	1,650	4.36
平成17年	784	3,256	1,626	1,630	4.15
平成22年	800	3,218	1,599	1,619	4.02

(国勢調査より)

(6) 産 業（産業別労働者数）

大潟村は、農業のためにつくられた村であることから、1次産業従事者の割合が非常に高く、全体の75%を占め、人数も20年前と同数程度を維持しています。一方第2次産業従事者の割合は非常に少なく、1.5%程度です。労働者数は全体で増加傾向にあり、その増分は第3次産業で吸収する形となっています。第3次産業従事者は、約23%で484人となっており、人数は20年前より約120人の増となっています。

産 業 の 種 類		平成2年	平成12年	平成22年
第1次産業	農 業	1,533	1,626	1,554
	（第1次計）	(1,533)	(1,626)	(1,554)
第2次産業	建 設 業	10	19	4
	製 造 業	19	17	26
	（第2次計）	(29)	(36)	(30)
第3次産業	卸・小売業	52	119	105
	金融・保険・不動産業	4	14	17
	運輸・通信業	2	10	8
	電気・ガス・水道業	1	1	4
	サービス業	151	247	295
	公務	52	52	55
	分類不能	0	0	0
	（第3次計）	(262)	(443)	(484)
総 数		1,824	2,105	2,068

（国勢調査より）

(7) 交 通

道路は、大潟村の東側を国道7号線及び秋田自動車道が、西側を国道101号線が、それぞれ南北に村を挟むようにして通り、それらに繋がる形で、県道道村・大川線、琴丘・男鹿公園線及び男鹿・八竜線といった主要地方道が、村内を東西・南北に通っています。

また、鉄道は、大潟村の東側を国道7号線及び秋田自動車道と並行するようにして通り、鉄道に繋がる公共機関としては、村内主要カ所と八郎潟駅を結ぶマイタウンバスが運行されています。バスは村内集落地を巡回する路線も運行されています。

ただ、バスの本数は限られており、移動は、通常自家用自動車を中心です。大潟村は居住地と農地が離れていることから、特に農業経営において移動用の自動車が欠かせないものとなっており、1世帯あたりの自動車保有台数も他の地域と比較し多くなっています。

自家用乗用車保有台数（平成24年3月末現在）

大潟村	1.750台／世帯（※2.576台／世帯：自家用軽貨物自動車を含めた場合）
秋田県	1.375台／世帯（※1.693台／世帯：自家用軽貨物自動車を含めた場合）
全 国	1.080台／世帯（※1.239台／世帯：自家用軽貨物自動車を含めた場合）

（国土交通省統計データより）

(8) 環境創造型農業

大潟村では、1980年代半ばに有機農業の取り組みが始まり、1990（H2）年には農薬の空中散布を中止し、全国に先駆けて無農薬・有機栽培が拡大しました。村民の環境保全型農業への意識は非常に高く、平成13年度には、大潟村と八郎湖の自然環境を改善するため大潟村の農業者が村ぐるみで環境保全型農業に取り組むことを目的に、「21世紀大潟村環境創造型農業宣言」が発表され、現在も個人やグループにより様々な取り組みが行われています。

大潟村における環境創造型農業の取り組みを農薬や化学肥料の使用量で見ると、平成16年度の調査では、全国平均の投入量に対し、農薬43%、窒素55%、リン酸25%、カリ17%となっており、有機肥料や堆肥についても、窒素56%、リン酸44%、カリ50%程度で、環境への負荷がより少なくより自然に近い形で農業が営まれていることが分かります。

また、農薬・化学肥料の使用回数・量目を慣行の50%以上減らす栽培を認証する、秋田県特別栽培農産物認証制度への参加・認証で見ると、平成21年度では、359戸、3,591haとなっており、戸数で村全体の70%、面積で40%にのぼっています。大潟村を含む秋田県全体の認証面積が4,975haであることから、この大潟村の取り組みが、県内でも突出していることが分かります。

このほか、八郎湖の水質保全のための浅水代掻きや落水管理による水田からの濁水流出対策などが全村をあげて取り組まれています。

(9) 自然

大潟村の自然は、干拓後の砂やヘドロの土壌を基礎にして形成されてきましたが、植栽された樹木や移入してきた動植物によって、今では周囲の環境と同化しつつあります。

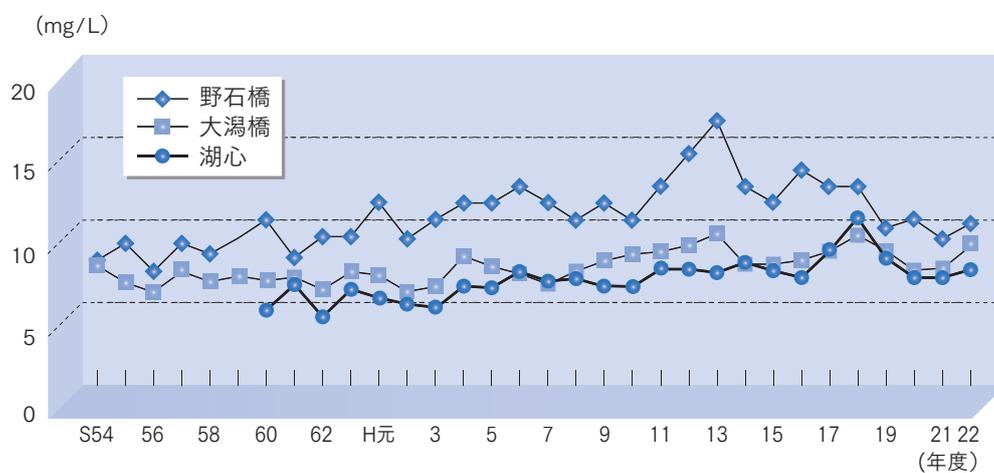
現在の自然環境は、水田、防災林、網目状の用排水路、ヨシ原、草地などがあり、堤防の外側には承水路や調整池が広がっています。中央干拓地の約7割を占める水田では、農薬の使用を控えた農業の取り組みなどが長年行われ、人の手が加わる2次的な自然でありながらも、生物相豊かな独特の「湿地性里山」環境が形成されてきました。

大潟村は野鳥の楽園と言われるほど鳥類が豊富で、その種類は、平成24年11月9日現在で270種が確認されています。ヨシ原や防災林などでは、オオセッカやアリスイなどの貴重種も数多く確認され、冬場の水田や水辺も渡り鳥のエサ場やねぐらとして重要な役割を果たしています。また、鳥類が豊富であることから、そのエサとなる生態系下部の様々な生物も、水田やその周辺に豊富に存在することがうかがえます。

一方、水辺ではブラックバス、陸地ではイタチハギ等の外来種の蔓延が、在来種への脅威となっており、自然環境にとって懸念材料となっています。

(10) 八郎湖の水質

大潟村の水源である八郎湖は、干拓後徐々に富栄養化が進行し、近年アオコが大量発生するなど水質の環境基準が達成されない状況が続いています。このため、秋田県では平成19年度に湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受け、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）」を策定し、水質保全に資する各種事業を実施しています。八郎湖には現在約20の中小河川が流入しており、主に農業用水に循環利用されています。八郎湖の水質汚濁原因のうち、CODについては、第1期計画実施前の平成18年度時点で、約26%が中央干拓地（大潟村）の水田由来とされており、大潟村は流出水対策の重点地区に位置づけられています。八郎湖の水質の経年変化は下記のとおりです。



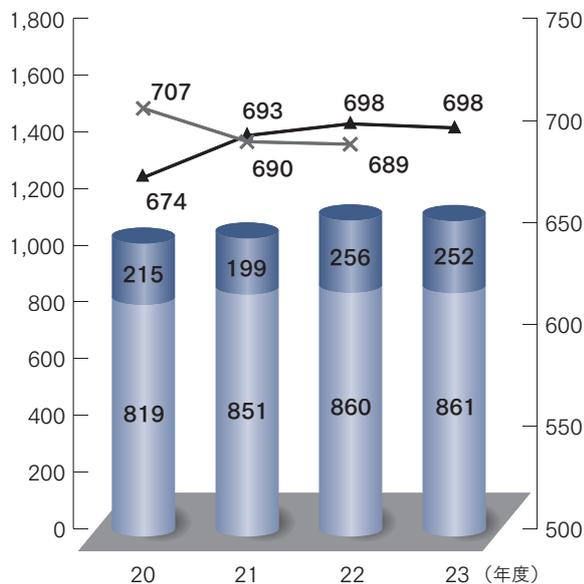
八郎湖のCOD75%値の経年変化

秋田県資料より
※環境基準値：3mg/l

(11) 廃棄物処理

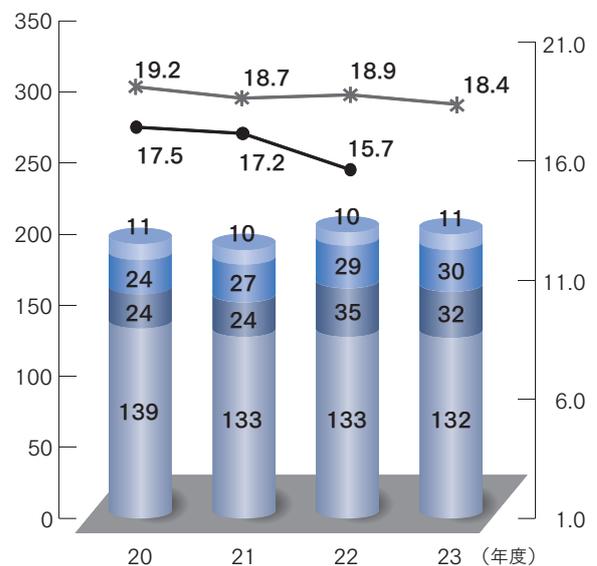
廃棄物処理量は、平成20年度以降の比較では、やや増加傾向が見られ、一人あたりの家庭系ごみ排出量は、県平均並、かつ全国平均並（平成20年度全国平均：697g／人日）となっています。

資源化量も廃棄物処理量と同様にやや増加の傾向が見られます。廃棄物処理量全体に対する資源化量の割合である資源化率については、やや減少の傾向です。資源化率は県平均での減少が見られるため、平成22年度現在では、県平均より3ポイント程度高いものの、全国平均（平成22年度全国平均：20.8%）からは2ポイント程度低い値となっています。



- 家庭系ごみ収集量 t
- 事業系ごみ収集量 t
- ▲ 家庭系1人1日あたり排出量 g
- ✕ (参考) 家庭系1人1日あたり排出量 (県平均) g

ごみ収集量及び家庭系ごみの
一人あたり排出量



- 紙類 t
- 金属類 t
- ガラス類 t
- ペットボトル t
- ✱ 資源化率 %
- 資源化率 (県平均) %

資源化量及び資源化率

第3章

望ましい環境像と基本目標

平成32年度までを展望した目標として、環境分野において目指すべき環境像と基本目標を掲げ、その実現に向けた環境施策の体系を提示します。

1. 望ましい環境像

豊かな自然環境と共生する村

2. 基本目標

1. 自然環境保全の推進
2. 地球環境対策の普及・啓発
3. 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進
4. 環境美化と環境衛生の推進



3. 基本方針

この計画においては、「大潟村環境基本条例」第8条に掲げられた6つの基本方針を軸に、大潟村の望ましい環境像の実現に向けた目標を設定し、施策の展開を図ります。

〈大潟村環境基本条例より〉

(基本方針)

第8条 村は、環境施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、林野、農地、水辺等における多様な自然環境の保全及び創造により、人と自然が共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 村民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある生活空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成および歴史的又は文化的環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの有効利用を推進し、並びに必要な技術等の活用を図ることにより、持続的発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 地球環境保全を積極的に推進すること。
- (6) 村、事業者、村民及び滞在者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

4. 施策の体系

基本目標1 自然環境保全の推進

1 自然環境及び生態系の保全

- (1) 八郎湖の水質改善対策を推進します。
- (2) 大潟村特有の豊かな生態系の土台となる、湿地性里山環境を保全・創造します。
- (3) 環境創造型農業を推進します。

2 環境活動団体の活動支援、ネットワークづくり

- (1) 環境活動団体のネットワーク作りを支援します。
- (2) 村の動植物の自然環境を把握し、環境保全を指導できる人材を育成します。
- (3) グリーン電力証書制度等を活用した取組を推進します。

基本目標2 地球環境対策の普及・啓発

1 公共施設における環境対策の推進

- (1) 省エネルギーの励行を推進します。
- (2) 公共施設への自然エネルギーの導入・普及を図ります。
- (3) 庁内における環境配慮を推進します。

2 自然エネルギーの生産供給基地化

- (1) 住宅用太陽光発電システムの導入を支援します。
- (2) 民間による大規模風力・太陽光発電事業を検討し、事業化に向けた支援をします。
- (3) バイオマス資源の利活用に向けた調査・研究を進めます。

3 環境対策の啓発・普及促進

- (1) 環境学習及び環境意識の啓発を図ります。
- (2) エネルギーの有効利用を図るための企業の実証実験等に協力・支援します。
- (3) 環境負荷の少ない交通手段を確立します。

基本目標3 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

1 適正な廃棄物処理の推進

- (1) ゴミ分別の周知徹底と適正処理を推進します。
- (2) 廃棄物処理施設の適正管理を推進します。

2 廃棄物減量化・リサイクルの推進

- (1) ゴミの減量化とリサイクルを推進します。
- (2) 特に生ゴミの減量、資源化について対策を検討します。

基本目標4 環境美化と環境衛生の推進

1 環境美化活動の推進

- (1) 不法投棄対策を推進します。

2 環境衛生活動の推進・環境関連施設の適正管理

- (1) 環境衛生活動の推進、環境関連施設の適正管理を推進します。
- (2) 安全、安心な飲料水の提供と衛生的な生活環境のため上下水道の機能保持に努めます。

3 田園風景の保全・景観づくり活動の支援

- (1) 広大な田園風景、どこまでも続く並木と景観作物など大潟村独自の風景を守り、育て、次代へ継承していきます。

第4章

施策の展開

目指すべき環境像の実現に向け、環境施策の体系に沿って、環境施策の展開について具体的な取り組みを提示します。

基本目標1 自然環境保全の推進

現状と課題

大潟村の歴史は、かつての湖「八郎潟」を干拓し陸地になったときに始まります。始めは何もなかった湖底の大地に人工的に造られた村の自然は、約半世紀にわたる村づくりを経て、生物相の多様な独特の自然環境、「湿地性里山」として、豊かに育まれてきました。

現在の大潟村は、野鳥の楽園、渡りの交差点と言われるほど、様々な鳥類の飛来地、生息地となっており、特に、オオセッカ、チュウヒなどの絶滅危惧種の繁殖地、ガン・カモ類等渡り鳥の中継地としても重要な場所となっています。このような環境が育まれた背景には、エサとなる昆虫類などの小動物が豊富なことが挙げられ、それには、農薬の使用量を極力控えるなどの大潟村の環境創造型農業の取り組みが大きな役割を果たしてきたと考えられます。「田んぼ」は元来「命のゆりかご」とも言われ、その役割が良好に機能してきたことがうかがえます。このような大潟村の自然環境は、私たちの誇りであり、かけがえのない財産となっています。

とはいえ、人の手が絶えず加わる農地やその関連施設用地が面積の約9割を占める大潟村においては、同時に危うさも秘めています。人と自然との良好な共生関係を皆が意識して築き、維持向上していくことや、このような自然環境を把握し、指導できる人材を育成していくことが、将来に渡って非常に重要なことだと言えます。

一方、水辺を中心に見ると、外来種の問題があり、生態系の乱れが懸念されています。また、村農業の生命線である八郎湖の水質については、依然として改善が進まず、特に夏場のアオコ発生が長年の課題となっています。

平成19年、八郎湖は、湖沼法に基づく「指定湖沼」に指定され、それを期に、秋田県では「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、官民一体となった取り組みが進められています。村としてはこの計画を推進するだけでなく、流域地域の中で率先して取り組む姿勢に立ち、平成21年度に独自に提言を取りまとめ、ハード面に係る対策を合わせて進めています。水質改善対策については、抜本的な方法はなく、様々な対策を組み合わせ、県や周辺自治体、各種活動団体、農家や住民等と連携しながら、長期的な視点で取り組んでいく必要があります。

取り組み

1 自然環境及び生態系の保全

(環エネ・産業・教育)

(1) 八郎湖の水質改善対策を推進します。(◎)

- 県や流域市町村、民間団体等と一体で、県の湖沼水質保全計画に沿った取り組みを進めます。
- 八郎湖水質改善大潟村推進委員会の提言に基づく取り組みを継続します。
- 余水による汚濁負荷の削減に取り組みます。
- 大潟村からの汚濁負荷や取組効果を把握するため、県と協力しながら定期的なモニタリングを行います。

(2) 大潟村特有の豊かな生態系の土台となる、湿地性里山環境を保全・創造します。(◎)

- 貴重な動植物とその生息環境を保護・保全します。
- 生態系を守るため特定外来種対策に努めます。
- 定期的に生物調査を実施し現状や変化の把握に努めます。
- 傷病鳥獣の保護や有害鳥獣の駆除・共存対策に努めます。
- 自然とのふれあいや自然への理解を深めるため、自然観察会や普及啓発活動を実施します。
- 渡り鳥の重要生息地として、国際的な連携協力・普及・保全の活動（東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ活動）を推進します。
- ラムサール条約湿地への登録を目指します。
- 防災林地や緑地の維持管理に努めます。

(3) 環境創造型農業を推進します。

- 農薬・化学肥料の適正使用や削減等により生態系への負荷軽減を図り、「命のゆりかご」「人工湿地」としての田んぼや農地関連施設の機能を保全・創造します。
- 適正な水管理や農薬・化学肥料の適正使用や削減に取り組み、農地からの水質負荷削減を図ります。

※◎の項目は当面のより重点的な取り組みとして推進します。

2 環境活動団体の活動支援、ネットワークづくり

(環エネ・産業・教育)

(1) 環境活動団体のネットワーク作りを支援します。

- 環境活動団体のネットワーク作りを支援することによって、相互の情報交換、活動の活発化や相互連携の促進、行政との連携事業の促進を図ります。

(2) 村の動植物の自然環境を把握し、環境保全を指導できる人材を育成します。

- 平成22年度に自然観察指導員養成事業を実施し登録した、大潟村自然観察指導員を活用し、大潟村の自然環境についての発信や自然観察会等の取り組みを広げていきます。

(3) グリーン電力証書制度等を活用した取組を推進します。

- 村内での自然エネルギーで発電した電力をグリーン電力証書制度等の排出権取引制度を活用し、都市部など他の地域でも活動している企業・団体等へ販売し、活動を支援するとともにネットワークづくりを進めます。

基本目標 2

地球環境対策の普及・啓発

現状と課題

私たちの生活や経済活動は、地球環境問題とも密接に関わっています。地球温暖化、エネルギー問題、砂漠化、オゾン層・森林破壊など、これらの問題は、私たちの消費生活に伴って生じる環境負荷が大きく影響していることから、問題解決のためには、社会のあらゆる主体が、身近な課題として認識し、積極的に取り組んでいくことが重要です。

特に人類の生存基盤に関わる地球温暖化の問題は、急速に深刻化しており、この問題を解決するには、人為的に放出されるCO₂などの温室効果ガスを大幅に削減することが必要とされています。また、平成23年に起こった東日本大震災に伴う原発事故により、今後のエネルギー政策は大きな転換を迫られています。

こうしたことから、今後は、「自然エネルギーの導入」と「省エネルギー対策」を主な柱として地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。村では、これまでの取り組みや村の特性を活かして、風力発電をはじめ、太陽光発電やバイオマス発電などの自然エネルギーの導入について検討を進めるとともに、公共施設を手始めに、徹底した節電・省エネルギーを推進していきます。

また、環境に関する対策は、一人一人が関心や問題意識を持って取り組むことが重要であることから、家庭、学校、職場など様々な場面において、環境に関する情報提供や環境学習を進め、意識の啓発・醸成を図っていくこともこれからの課題です。

1 公共施設における環境対策の推進

(会計・環エネ・総務)

(1) 省エネルギーの励行を推進します。

- 施設ごとに省エネ診断を行い、施設の改修も含めた最適な省エネ法を検討し実践します。
- 近距離移動の徒歩、自転車の使用、公用車のエコカーへの転換や自家用車及び公用車のエコドライブ意識の高揚を目指します。

(2) 公共施設への自然エネルギーの導入・普及を図ります。

- 電力の地産地消と自然エネルギー発電の普及啓発、停電時等の災害に強い公共施設の機能維持のため、公共施設への太陽光発電設備の導入を進め、発電量やCO₂排出削減量等についての情報を村民に開示します。
- 小中学校の新校舎に太陽光発電設備を設置し、発電量やCO₂排出削減量等についての情報を表示し環境学習に役立てます。

(3) 庁内における環境配慮を推進します。

- ノー残業デーの設定及びクールビズ、ウォームビズの実施により冷暖房等の省エネを推進します。
- 蛍光灯やコピー機等のこまめな消灯により節電に努めます。
- 通勤時における自家用車使用の自粛または抑制、近距離移動における徒歩、自転車移動の奨励等、環境への配慮を職員に要請します。
- 事務用備品、消耗品の購入に際しては、グリーン購入・環境に配慮した製品を調達します。
- 広報等、外注する印刷物は植物性インクを使用します。
- 事務の電子化を進めることで、庁内連絡等にかかる紙使用を抑制していきます。
- 村民参加でチェックを行う環境マネジメントシステム（LAS-E）の取り組みを引き続き推進し、職員の意識の高揚を図ります。
- 環境配慮の取り組みを、事務事業から、公共事業等村が行う事業全般へ広げていきます。

※◎の項目は当面のより重点的な取り組みとして推進します。

2 自然エネルギーの生産供給基地化

(環エネ・産業)

(1) 住宅用太陽光発電システムの導入を支援します。

- 国や県の補助事業と併せ、住宅用太陽光発電設備の導入に対して支援し、自然エネルギー発電の普及に努めます。

(2) 民間による大規模風力・太陽光発電事業を検討し、事業化に向けた支援をします。(◎)

- 海岸部に次いで風況のよい大瀧村の風力と太陽光を遮へいするものがない広大な土地を必要とする太陽光エネルギーを活用して、大規模自然エネルギー発電に取り組む民間事業者を支援し、自然エネルギーの生産供給基地を目指します。
- 風況調査・環境影響調査データを公表し、事業採算性等の検討材料を提供します。
- 村民による市民風力等発電事業会社の設立と資金について支援します。
- 発電事業用の用地の貸付や村内用地の検討、住民との合意形成等大手民間発電事業者への支援を行います。

(3) バイオマス資源の利活用に向けた調査・研究を進めます。

- 農地の地力維持にも配慮しつつ、籾殻、稲わら、除間伐材等を活用した、村内公共施設等でのバイオマス熱利用を検討し、化石燃料の使用削減を目指します。

3 環境対策の啓発・普及促進

(教育・環エネ・総務・産業)

(1) 環境学習及び環境意識の啓発を図ります。

- 村内の個人、団体と協働で自然観察会や学習会を開催します。
- 大瀧村の自然についての企画展を開催し、大瀧村の豊かな自然環境について村内外に広く発信します。
- 環境に配慮した農業について常設展示を行います。
- 西5丁目のビオトープ等の整備とそれを活用した環境学習を推進します。
- 省エネ省資源や化学物質にできるだけ頼らない取り組みなど、環境に配慮した暮らしや事業活動について情報提供や啓発活動を行います。
- 食育や地産地消の推進等により、食と農、自然環境との繋がりについて理解を深める取り組みを進めます。

(2) エネルギーの有効利用を図るための企業の実証実験等に協力・支援します。

- エネルギーの有効活用を目指し、企業等の実証実験等へ積極的に支援します。
- 実証試験用地・施設の利用・貸付等により、事業に協力します。

(3) 環境負荷の少ない交通手段を確立します。

- 公共交通の利用促進のためマイタウンバスを運行し、利便性の向上に努めます。
- 環境にやさしい交通インフラとして、観光施設への共有自転車（エコリン号）の設置を推進します。

基本目標3 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

現状と課題

日本は高度経済成長以後、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会となり、それに伴って、その後の処理（廃棄物の処理）に関する様々な問題が生じてきました。自治体の処理費用の増大、埋め立て処分地の不足、環境負荷の増大等です。しかし、この大量廃棄の問題は以前から叫ばれ、一定の施策が講じられてはきましたが、社会の構造自体はなかなか変わっていないというのが現状です。

村では、平成7年度よりごみの有料化を実施し、ごみの減量化、ごみ排出の適正化を進めてきました。この成果として住民のごみ減量化や環境問題への意識が高まり、ある程度ごみの排出量は減少しました。しかし、ここ数年で見るとほぼ横ばいの状況となっており、ごみの分別もまだまだ徹底されていない状況が見られます。焼却灰など最終残渣の処分に関して他の自治体に委託せざるを得ないということも課題の一つです。

現在可燃ゴミとして捨てられている物の中には、資源として利用可能な物が含まれています。紙類やプラスチック類の分別を徹底する、生ゴミ類の有効活用の検討を進める、など、減量化に向けた対策を講じていくとともに、3R・4R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化。＋リフューズ：拒否。）を推進し、循環型社会の実現に向け、よりいっそう取り組みを進めます。

取り組み

1 適正な廃棄物処理の推進 （環エネ）

(1) ゴミ分別の周知徹底と適正処理を推進します。

- 家庭から排出されるゴミの適正な分別・処理を推進します。
- 農業を含む事業系のゴミの適正な処理を推進します。

※◎の項目は当面のより重点的な取り組みとして推進します。

(2) 廃棄物処理施設の適正管理を推進します。

- ゴミ処分場、リサイクルセンターの維持管理を適切に行います。
- ゴミ集積場（集積箱）の適切な維持管理、利便性の向上を推進します。
- ダイオキシン類等有害物質の濃度の把握に努めます。

2 廃棄物減量化・リサイクルの推進

（環エネ・産業）

(1) ゴミの減量化とリサイクルを推進します。

- ゴミを減らすための3R（または4R）運動を推進します。
- ビン、缶、ペットボトル、古紙等の分別、リサイクルの周知、徹底を図ります。
- 廃プラスチックの回収を推進します。
- 簡易包装、買い物袋持参運動の普及啓発を行います。

(2) 特に生ゴミの減量、資源化について対策を検討します。

- 家庭における生ゴミの減量化や堆肥化の取り組みを推進します。
- 生ゴミの減量、資源化や堆肥化について、抜本的な対策を検討します。
- 村内から排出される草木などの植物系廃棄物の処理について、適切で効率的な処理対策を検討・推進します。

基本目標4

環境美化と環境衛生の推進

現状と課題

大潟村は、自然の豊かさだけでなく、景観の素晴らしさも誇れるものの一つです。どこまでも広がる田園風景。桜や菜の花、イチョウ、梅、ひまわり、コスモス、サルビアなど季節によって様々に彩られた街道や住宅地内。ポプラや松などの防風林も村を象徴する景観を形成しています。このような大潟村らしい独特の景観はいつまでも残していきたいものです。

一方で、村内あちらこちらに立てられた看板類は、一部老朽化しているものもあり、景観上課題となっています。強風のたびにポプラや松が倒木することも課題の一つです。このような状況から、景観という視点での総合的な対策を進めていく必要があります。

また、幹線道路や堤防道路沿いでは、ポイ捨てなどの不法投棄が長年の課題となっています。

平成9年度には「大潟村をきれいにする条例」を制定し取り組みを進めてきましたが、不法投棄は後を絶たず、引き続き、八郎湖クリーンアップのような全村を挙げた取り組みのほか、監視や撤去活動、啓発等の未然防止活動などを継続・強化し、粘り強く進めていく必要があります。

環境衛生の関連では、飲料水への要望が多く見られます。飲料水は、現状で安心・安全な水量・水質を充足していますが、より良質な「おいしい水を」という要望も多く、新たな水源確保による施設の更新なども検討していくものとします。

取り組み

1 環境美化活動の推進 (環エネ・産業)

(1) 不法投棄対策を推進します。

- 不法投棄未然防止のための普及啓発活動を推進します。
- 不法投棄監視活動の取り組みを継続して推進します。
- 不法投棄の実態を整理し、有効な抑止対策を検討、実施します。
- 村民総出のクリーンアップ活動の維持継続と向上を図ります。

2 環境衛生活動の推進・環境関連施設の適正管理 (環エネ・産業)

(1) 環境衛生活動の推進、環境関連施設の適正管理を推進します。(◎)

- 大瀧村特有の農繁期の空気の汚れについて、軽減対策を検討します。
- 野焼きや、禁止時期の稲わら焼きなど、不適正な焼却をしないよう、周知・指導します。
- ポイ捨てや、犬の飼育管理（糞処理その他）などのマナー向上の啓発に努めます。
- 公園の適正な管理や美化に努めます。
- 死亡獣畜の適正処理を実施します。
- 公衆トイレの維持管理に努めます。

(2) 安全、安心な飲料水の提供と衛生的な生活環境のため上下水道の機能保持に努めます。

- 取水及び浄水施設の更新を検討します。
- 他の地域からの用水受給についても検討を進めます。
- 老朽化した下水道施設の更新を検討します。

※◎の項目は当面のより重点的な取り組みとして推進します。

3 田園風景の保全・景観づくり活動の支援

(環エネ・産業)

(1) 広大な田園風景、どこまでも続く並木と景観作物など大湊村独自の風景を守り、育て、次代へ継承していきます。

- 景観条例の制定により、景観行政団体として自然と人が共生し創造してきた独自の景観を保全、創造していく取り組みを進めます。
- 景観形成の観点から村有地における広告物類の掲示等について、基準（ルール）を策定します。
- 日本で最も美しい村連合への加盟を目指します。

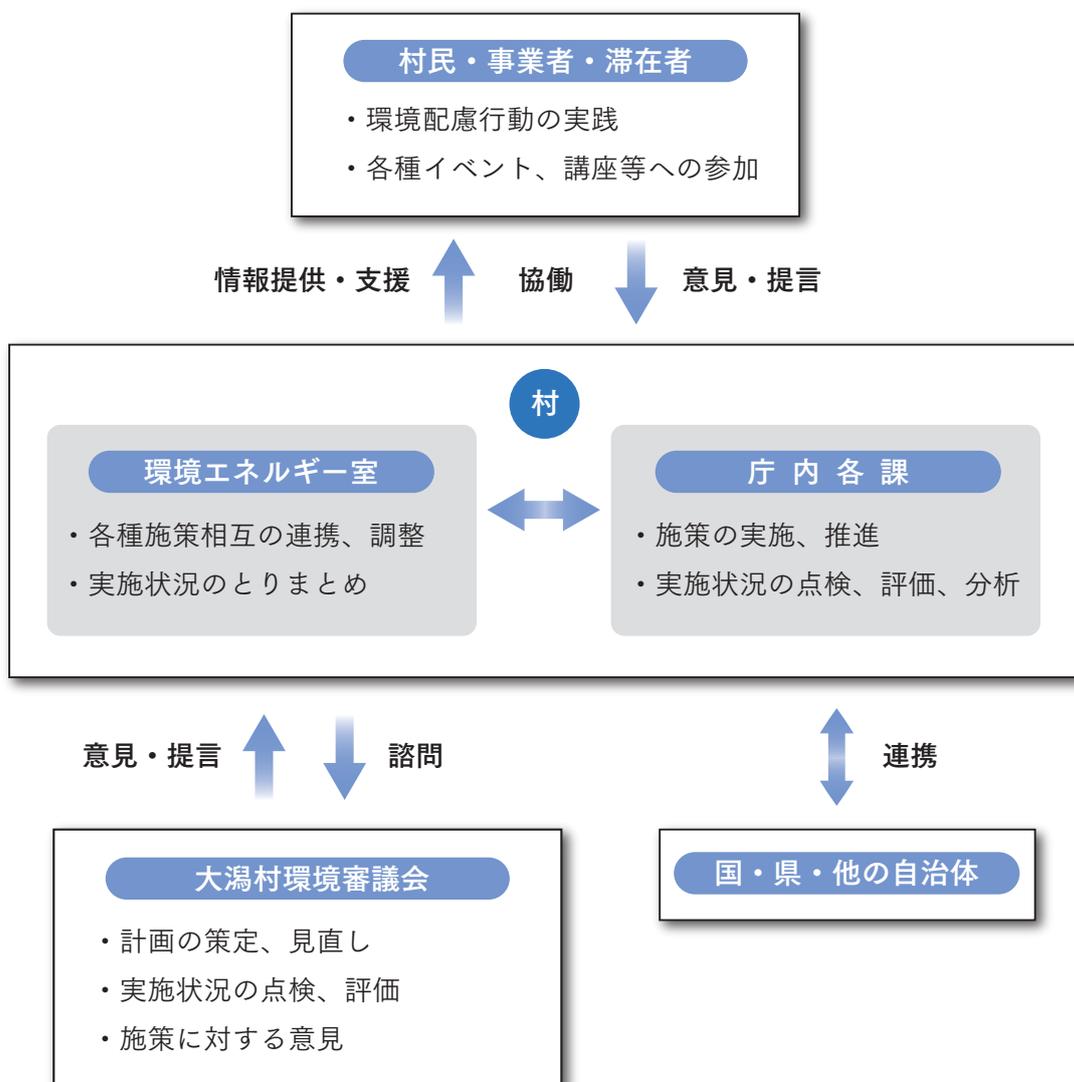


第5章

計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

計画を着実に実行するためには、役場の各課が連携協力して一丸となって取り組む必要があります。また、行政だけでなく、事業者や村民が、地域の課題や今後の方向性について共通の認識を持ち、各主体が環境に対する取り組みを自主的に実践するとともに、お互いを尊重し、連携・協力して取り組むことが重要です。



2. 計画の進行管理

計画の進行管理としては、Plan（施策の立案）⇒Do（施策の実施・運用）⇒Check（実施状況の点検・評価）⇒Action（施策の見直し・改善）のPDCAサイクルを適用します。計画の進行状況を定期的に点検・評価して継続的に改善を図ることで、環境施策の実効性を高めていきます。

また、村が実施した環境施策等については、大潟村環境審議会に報告するとともに、広報紙やホームページ等で公表し、広く意見を求め、見直し・改善に活かすよう努めます。

